

すれば更に拡張工事を五ヶ年計画にしたかつて積極的に進めて行きたいという所存で居ります。

この点お含みおき願いたいと存じます。

歳出の面におきましては人権費七百五万余円これは課長以下職員二十五名の給与その他であり給与改訂による増額、その他であります。維持管理費については五百三十余万円を計上し円骨な給水を計りたいと考えて居ります。

特に各戸の事故のあつた修理の場合ですが、極力機動力を発揮し修理を早くし、水の漏水を少くする観点から軽四輪車を一台購入する予定であります。

拡張工事につきましては予算額は千五百十七万余円でありますが、この内連工事費は一千三百三十九万余円でありその内訳は次の通りであります。

東京都西部厚生町役場

即ち多摩台水源の改造、井戸の改修、ゲートエンジン二台を整備し、配管に於ては熊川、長沢、如美の各地、及び東福保育園の近辺をくまなく配管したいと予定してある次第でございます。

尚拡張工事は起債額に左右されますので、実施にあつては担当委員会の御意見等々充分に拝聴し重層的に施行する予定で居りますので、この点宜敷御了承願いたいと思ひます。

公債費につきましては当初予算より借り入れました、借入金の償還に充てるもので本年度は四百四十八万余円を計上致しました。他は諸支出金の一万円と、予備費の二十五万円の計上でありまして先にも申し上げましたことと水ある所に人は住むとの例えもあります様に拡張には意を注ぎ特に至都圏事業とを相まつて推進してゆく考えであります。なにとぞ議員各位

におかれましては、お力添えをいただきまして、円滑なる事業が
成し得られまう様。 二の上と充分なる御審議をいただき
たいと存じます。

幸い本案の成立の曉きには、住民のために、この事業にも全力を注
いで微力を尽したいと思ひますので、宜敷く御審議をいただき
いと存じます。

一議長(高橋秀市)

御質問ありませんか。

一六番(山下幸三)

水道関係につきましては、町長から御説明があり
ました。特に拡張工事等に進んでおり、福生町全域にあつ
つての工事内容は、はつきりとここに見られるように、いたつたので
ありますが、しかしながら、内容的には非常にまだ周囲の状況
と相対して整備の足りない、という面が見受けられるので、そう
いう点は、本三十六年度予算の内容につきましては、種々関係委
員会で検討下されて、十二分なる措置を願いたいと考へる訳です。

東京都西多摩郡福生町役場

が、特に一、二箇所を申し上げます。

現在、原ヶ谷戸の水源地がご

ざいですが、あれから、導水管が、この水源に通つて居りますが、この地域

等は、当初から、当然、パイプを布設しなければならぬ場所でございますが、

そういう面につきましては、あそこには、導水管だけを入れまして、そうし

た飲料水の方の滅菌した、パイプを通さないと、言うような状況で、

ありまして、特にあそこは、計画外であつたかもしれませんが、現況にお

いては、計画内外問わず、当然、かようなところは、必要に応じて、

早期にこれらの完成を、いたされなければならぬ、特にあの

地域におきましては、当時、西松建設の、パイプを買取りまして、

間に合わないために、各々、加入金を納めて行つてある訳

であります。こう言う、実は、特に、理事者側から、早期に、パイプ

の取り替へをして、あげる様に、計画を組んで、いたゞきたい、と、言う

ことを、この際、御要望申し上げます。

一町長(瀬吉清蔵)

只今、山下議員からの御指摘に、対しましては、充分

考慮致しまして御希望にそえるようにやつてゆきたいと思ひます。

一十七番(大久保郎) ちよつと一英御質問であります。加入金のうちの五所山の償還金があるのですが、これはどの項に入っているか、又それを今年どの位置にするか伺ひます。

一議長(高橋秀市) 事務局の説明を願ひます。

一水道課長(高水求) お答え致します。

この積立金の償還方法についての予算措置は当時の理事者なうぶに關係の方々色々苦勞をいたしておつたのですが、その当時は議會に於てはもう言う方法で処理したと言ふことで了解を得ておるうちに私記憶しておるのでありますが、要するに積立金と言うのは一つの町、上水道會計の起債でありまして、当然予算に借入金として措置すべきものであります。一旦町の一般会計から繰出金という様な形で水道合計に繰入れまして正式な方法でいくなうば水道合計よりその返還

の相当額を一般会計に繰出して一般会計の方から歳出の予算措置をとつて返還するのがあたりまえの処置であらうと考えて居りますが、いかなる方法でやるかと言ふことについて、當時非常に考へて前の秋山町長の時にたしか良い方法がないかということ、ここで当面の問題として議會の方からの一般会計を受け入れる分、分りききしてその分、水道加入者組合の方の會計を通じて返すと言ふか、こうになつて居りました。この予算には明記してないのですが、血數くお願ひ致します。

一十七番(大久保郎) その点については、只今担当課長から説明されたい通りであります。會計法上難しい問題であり、尚かつ間違の起る可能性がないとはいへない問題がおきますので、この關係については特に厚生委員会、今後の扱い方については充分御検討を願ひます。本議案につきましては、厚生委員会、充分御審議願ふことにしまして了解致します。



一議長(高橋秀市) 本件につきまして厚生委員会に御付託し更に詳細な審議を^{ねが}はうことに御異議ございませんか

(異議なしの声多数あり)

一議長(高橋秀市) 御異議なしと認めさよう決定致します

一議長(高橋秀市) 日程オ七昭和三十一年度福生町国民健康保険特別会計歳入歳出予算(案)について議案カ三十五号を議題と致します

一議長(高橋秀市) 理事者の説明を求めます

一町長(瀬古清蔵) 議案オ三十五号の昭和三十一年度福生町国民健康保険特別会計歳入歳出予算(案)であります。御提案申上げまして御審議をいたぐわけでありましたが、現在の国保特別会計について御説明致します。と、国保事業は皆保険の施行により、国民の誰れがいつれかの健康保険に加入せねばならないように相なりました。めに、公務員、会社員等以外で未加入者

東京市西多摩郡福生町役場

東京市西多摩郡福生町役場



を対象として住民の約三割の加入により運営されてきたのであります。当町は受診率もさる高く被保険者の一人当り年間約三回は、医者にかつてゐるような計算になつて居ります。又本年四月一日からは今まで給付制限をしてゐたものを全廃せねばならず、世帯主の給付率を五割から七割に引き上げると、支出の面で従来見られなかつた支出増をきたして、まいたので、保険料も二割^六分平均上昇しかつ又繰入金一挙に百八十万円計上してある次第であります。この現象は本年一々年のみの現象であらうかと、考へられて居ります。そこで本年は以上の理由から総額一千七百三十四万八千円とし、保険料に於て八百八万八千円計上致しまして、これは一人当り年額一千二百六十円でございます。国庫補助金では六百五十七万八千円都補助に於ては七十六万八千円でございます。

繰入金百八十四万その他一部負担金・雑収入等であり、これにたいする歳出の面では総額の約八パーセントにあたる人権費と百三十三万余円になります。給付費一千四百四十七万四千円、保険施設事業として八十余万等でございます。

一町長(瀬川清蔵) 医療費一人当り四十七円を考へますと高し、安いの声はあるかと存じます。が、昨年と対比してみまして一人当りの医療費が年額二千六百九十五円であつて、そういう面から考へて被保険者の方々にこれ程納得いただけると思つて居ります。

思へば委員会、協議会に於てなみ／＼ならぬ御心労をわすらわし、この委員会、及び協議会の方々に衷心より感謝いたします。が、新しい成立をみましたるうは、婦人会にもとくとお願ひ申上げまして、徴収を円滑に致しまして、保険行政の推進を計つて行きたいと存じて居ります。

尚以上につきましては、従来は病氣になつてから治すという考

方が中央官庁の行き方でありましたが、医療機関、医学の面では早く治すと又それに対する予防医学を推進してまいるというような根本に於て医療の面が、うちがつて居りますので、町に於ても今後独自の立場から保険施設を強化し、中央にも運動してこの面の補助をおおぐたく考へられるのでございます。

なにとぞ、これらの点を御考慮に入れていただきまして、慎重なる御審議をいただき、かつまた色々な面で御小言をいただき、場合がある時は遠慮なく御指摘いただき、そして国保の運営に對しましての円滑なる運営が出来ますよう、血數御審議の程をお願ひ申上げます。

一議長(高橋孝市) 本案につきましては、御質問ありませんか。

一十七番(大久保節) 本案につきましては町長よりする御説明もございしますので、関係委員会に於ての充分なる審査をお願い申上げます。

一議長(高橋孝市) 只今十七番議員から御発言がございしましたが、これに御異

議ごいせんか。

(異議なしの声多数あり)

一議長(高橋秀市) 御異議なしと認め厚生委員会付託致します

一議長(高橋秀市) 日程オ八昭和三十九年度福生町公益質屋特別会計

歳入歳出予算(案) 議案オニテ号を議題と致します

一町長(瀬古清蔵) 公益質屋の特別会計について簡単に御説明申し上げます

御案内のごとく公益質屋は昭和三十九年に開設し本年はオ十年目を迎へ諸民の金融機関として低利で貸付し当初都の貸付金百万円で運営されこの事業も昭和三十九年度の予算をみきす総額九百十六万余円と順調に運営を續けて参つて居ります事業内容を申し上げますと、資本金三百三十万円で年間二五回の回転率として四回の回転で行われて居ります。

本予算は流出物の処分、繰越金、雑収入により歳出を賄つて

東京都西多摩郡福生町役場

庶務課長 高橋秀市

居ります、職員は専任を一人置き、親切をえつとうとして事にあつておる訳であります

以上な運営でやつてきて居りますので御了承の上御審議ソクごきたいと思ひます 宜敷くお願ひ致します。

一議長(高橋秀市) 御質問ありませんか。

一議長(高橋秀市) 質問がないようですから関係委員会付託致したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

一議長(高橋秀市) 異議なしと認め厚生委員会に付託致します

一議長(高橋秀市) 日程オ九 昭和三十九年度福生町営と場特別会計歳入

歳出予算(案) 議案オニテ号を議題と致します

一町長(瀬古清蔵) 議案オニテ号昭和三十九年度福生町町営と場特別会

計歳入歳出予算(案)でありますが大要を申し上げますと、と場会計におきましてはまず、最初に申し上げられる事は一般会計の繰入れ



なくして運営することが可能であるということだと思います。

かえりみますれば昭和三十二年十月開設以来毎年相当額の繰入れがなされてきたのでありますが昭和三十二年年度に至り繰入れが不良となり単独^事自業会計と相なつた訳であります。

と場の施設は一日に小動物一五〇頭、大動物五〇頭^頭を処理する機能を有し近代化された諸設備と又冷蔵庫設備等も有しておりかつ汚水の浄化施設も相整つておりまして化学の料を集めたものであります。

会計内容を見まするに歳入の使用料は六百三十九万余円他は繰越金、雑収入となり総額六百三十五万円で賄つております。

歳出に於ては職員二人、と夫七人の人権費等で四百万余円と従来かう問題のありました排水の整備工事費とふくめまして三十三万余円建設の借入金償還費として百九十九万余円等でありましておゝむね良好な運営が出来るようになったわ

東京都西多摩郡稲生町役場

けでここまで成長してまゐつた次第ですがなにとぞ慎重審議いただきまして今後よりよく事業運営がなされまします様お願い申し上げます。

特に先程申し上げました昨年度までかなり一般会計から補填をしたり色々な面もあつたのでありますが色々な内部の事務改革をいたしましたなどか赤字がなくなつた様、単独事業として立派にやつてゆける様、意を注いだ点も御了承願ひまして御審議願ひたいと思ひます。血教へお願い致します。

一議長(高橋彦市) 本案について御質疑ありませんか。

一十八番(渡井明) 担当の課長にお伺ひいたしますが使用料につきまして業者は、いかようなことで納めてゐるかということを御説明願ひます。

一産業課長(上野重勝) 十八番議員さんの御質問にお答えいたします。条例の五前かう言ひますと、と場の使用料というのは、と殺

の際納入すると言う様になつて居りますが、御案内の通りと場と言うのは一つの商売でありまして相手へごいいますので又従来までと場の業者というのを増やしていかなければならぬ、経過等もありましたので若干の猶予をおきまして使用料をいれたいと思いますが随時そういう面は是正して条例にえとづいて徴収が出来る様、努力いたして居ります。

一十八番(渡井明) 関連いたしますが若干の猶予ということでは各自に於て多少違ふと思ひますが、その間の事務も一切的確に出来ておるか、現場とこちらと違ふと思ふのでその点について御説明願ひたい。

一産業課長(上野重勝) 徴収の方は若干餘裕をもつて徴収して居りますが、調定額の方は、と場の現場の調定額とこちらの調定額と一致いたして居ります。

督促手数料その他については検査員が二人おりまして、この検査員

の数字と常に合せており検査員が報告をいたしますし、報告の文書の中に徴収した金額等も記入する様になつて居りますので徴収された金額は直にこちらに納入されるようになつて居ります。

一十六番(山下幸三) 理事者に御要望申し上げますが、と場特別会計が特に一般会計からの繰入金がなくなつたと言うことはいよいよ健全な運営が出来ると言うことでありますがこの際御注意を申し上げたい事は、一般会計から繰入れをしている当時には管理、監督というものが充分相なつて居りますが、これが独立してきますと、そういう事が監督不十分、管理不十分という面が出来ますので、こういう事は、充分なる注意を持つて當つていたべきだと思へる次第であります。

一十七番(大久保郎) と場のこの会計につきましては、只今十六番議員が申された様に非常に内容的にも充実してまいりましたし、(二)

この関係については非常に喜ばしいのですがこの関係につきま
して担当課長にお願ひ申し上げたい点があるのですがこれは審議
の過程に我々知っていなければならぬと言う関係も出てくる
と思ひますので一般会計から現在どのくらいの金額が出てお
るかというところが一矣 公債費として現在高何年度にいくら
借りてどれだけ償還して来たか いうことをプリントによつて
お知らせ願ひたいとかようにお願ひ申し上げます

一産業課長(上野重勝)

十七番議員さんの御質問にお答え致します

一般会計から繰入れをした金額については明細をもつて来てあ
るのですが二十万円近い金額が出されておる様に記録して
おります

起債については借入れた総額が千六百五十万円ございまして未だ
にその大半の半分程度の償還が終りまして現在三十九年三月
三十一日をもつて計算いたしますと八百六十九万二千五百二十四と

東京都西多摩郡福生町役場

言う残額になる訳であります

一議長(高橋孝市)

本件は関係委員会付託に御異議ありませんか

(異議なしの声多数あり)

一議長(高橋孝市)

異議なしと認め本案はと場特別委員会に付託いたし
ます

一議長(高橋孝市)

日程ヤナ、一時借入金によつて議案ヤナノ号を議題と
いたします

一議長(高橋孝市)

理事者の説明を願ひます

一町長(瀬古清蔵)

予算に伴うその運営に対しまして色々な面で不
足をしようじた場合の一時借入れでありますがこの一一般会
計及び特別会計の面で又今朗讀した通りであります
宜敷く御審議願ひます

一議長(高橋孝市)

御質問ありませんか

(異議なしの声あり)

一議長(高橋考市)

総務委員会付託に御異議ありませんか、

(異議なしの声多数あり)

一議長(高橋考市)

異議なしと認め総務委員会付託に決定いたします

一議長(高橋考市)

日程オ十一 寄附受領について議案オ二十九号を議題といたします

理事者の説明を求めます

一町長(瀬古清蔵)

寄附受領の件ですが町長の責任に於て受領する額の限度が三万円とあいつて居りますがこれより算の審議にとえなしまして御了承のたびけねばなりませんので宜敷く御審議願いますと思ひます

一議長(高橋考市)

御質問ありませんか

一議長(高橋考市)

関係委員会付託に御異議ありませんか
(異議なしの声多数あり)

一議長(高橋考市)

本案は総務委員会に付託することを決定いたします

東京都西多摩郡福生町役場

す

一議長(高橋考市)

日程オ十二 町立福生オ三小学校校地拡張工事整備に関する請願及び日程オ十三 学校給食設備の充実方に関する請願、並びに福生町文化連盟への助成金増額方の請願を一括議題に供します 本件に対しては総務委員会に於て御審議願つておるので委員長から審査報告を願います

一十入番(渡井明)

御指名がありましたので報告いたします
件名は町立福生オ三小学校校地拡張整備に関する請願書であります

委員会付託になりました月日は昭和三十一年二月八日オ二回の福生町臨時会に於て総務委員会に付託になりましたして厚生委員会と協議すると言ふことで付託になつたわけです、請願者は町立福生オ三小学校PTA会長外十名になつております、連合審査会は昭和三十一年三月六日午後一時に行いま